

第 59 回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答

1 計画の変更

(2) 報告を求める事項の変更等

ア 社会教育行政調査票等

(カ) 指導者研修

〈指摘事項〉 審査メモ P15 関係

- ・ 現行では「行政職員対象（社会教育主事等）」、「施設職員対象（公民館主事等）」及び「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」の区分ごとに把握している指導者研修の状況について、当該区分を削除することのだが、当該区分のうち「行政職員対象（社会教育主事等）」及び「施設職員対象（公民館主事等）」は公務員を対象としている一方、「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」は民間人を対象としており、両者は研修の性格が異なるものである。また、前者の公務員を対象とした研修は、社会教育法に基づくものであり、その実施状況は行政が実施する社会教育活動の質の確保に関わる重要なデータである。これらのことから、当該区分は削除すべきではないと考える。
- ・ 指導者研修の「実施件数」については、上述の各対象区分別には研修が実施されていない実態から、区分ごとの正確な数を記載することが困難であるものの、指導者研修の「参加者数」については、当該区分ごとに正確な参加者数の把握が可能なのであれば、「実施件数」は全体の件数を把握し、「参加者数」は引き続き当該区分ごとに把握することとするのも一案ではないか。

(回答)

対象者別の研修区分については、行政職員（社会教育主事、公民館主事等）と有志指導者（民間団体等）の2区分による把握や、実施件数は合計数により把握し、参加者数は従来の3区分により把握するなどの方法も考えられることのご指摘を踏まえ、これらの方法に対する都道府県の意見も聞きつつ、次回調査に向けて引き続き検討をすることとしたい。

このため、今回調査では、指導者研修の対象者別の実施件数及び参加者数については、本調査項目の改正を行わず、引き続き現行の3区分により把握することとする。

イ 公民館調査票等

(コ) 情報提供方法

〈指摘事項〉 審査メモ P32 関係

- ① 公民館等が実施している情報提供方法に関し、「情報ネットワーク」を選択した場合の補問において、「a ホームページ」、「b メールマガジン」及び「c ソーシャルメディア」の各選択肢につき複数回答可であることが分かりにくいいため、その旨調査票に明示すべきではないか。

- ② 選択肢のうち「学習相談事業」については、「事業」と表記すると個別に特定の事業を実施している場合のみ該当するとの誤解を与えてしまうおそれがあるため、「学習相談」との表記とすべきではないか。
- ③ 本設問の選択肢である「学習相談事業」と、女性教育施設調査票における既存の調査項目である「相談事業」との間で紛れが生じないよう、記入の手引等において説明することであるが、「相談事業」の説明に当たっては「家庭教育」等といった専門用語による説明ではなく、より分かりやすい説明とすべきである。
- ④ 「相談事業」の説明に当たっては、女性教育施設では、家庭内暴力やセクシャルハラスメントに関して多数の相談が寄せられるため、これらを例示すると良いのではないか。
- ⑤ 図書館でも学習相談が行われており、今後、生涯学習における図書館の役割がますます重要になってくると考えられるため、図書館調査票においても「学習相談事業」による情報提供の実施状況を把握すべきではないか。

(回答)

- ① 補問の選択肢についても複数回答可である旨を調査票に明示することとしたい。
- ② 選択肢「学習相談事業」の表現については、ご指摘を踏まえ、「学習相談」に修正することとする。
- ③④ 女性教育施設が実施する「相談事業」については、手引等において分かりやすい例示を含めた説明を記載することとしたい。
- ⑤ 学習相談については、図書館が行うレファレンスサービスの中に含まれ、図書館調査票において「レファレンスサービス」の件数として把握している。なお、「レファレンスサービス」は、利用者が必要とする情報や資料の検索・提供などを含め広く学習相談への対応を行ったものが該当する旨など、その内容について手引等において分かりやすい説明を記載することとしたい。

(シ) 耐震診断の実施状況

〈指摘事項〉 審査メモ P37 関係

- ① 耐震診断の実施状況については、公民館調査票のみで把握することだが、体育施設、青少年教育施設及び女性教育施設も東日本大震災時に避難所として使用された事例があり、これらの施設も避難所に指定される可能性が高いと考えられるため、体育施設調査票、青少年教育施設調査票及び女性教育施設調査票においても耐震診断の実施状況を把握すべきではないか。
- ② 文部科学省は、平成 25 年 4 月 1 日現在の公民館耐震化状況について調査を行っているが、この調査と本調査項目との関係はどのようになっているのか。

(回答)

- ① 公立社会教育施設の設置者は地方公共団体であり、その耐震診断の実施、耐震化の推進、及びその状況の公表は、設置者たる地方が自主的に取り組むべきことであるとする。しかしながら、公民館については、公民館の設置及び運営に関する基準（H15 文部科学省告示第 112 号）において「青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努める」とされ、地域の様々な立場の住民のための身近な施設であること、また、内閣府の防災基本計画（H26 中央防災会議）においても「市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に（略）指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定」とし、地域の防災拠点としての活用

が期待されることから、施設の重要性に鑑み、耐震化の状況を把握し、何らかの支援を検討することも必要と判断しており、そのための基礎データとして調査するものである。

なお、消防庁においては、地方の設置する防災拠点となる施設について「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」として、「県民会館・公民館等」、「体育館」等の項目により、体育施設、青少年教育施設及び女性教育施設も含めた公共施設の耐震化の状況を調査しているところである。

このため、体育施設、青少年教育施設及び女性教育施設については、消防庁が行う調査により、耐震化の状況を把握できていることから、社会教育調査としてこれらの施設の耐震化の状況を改めて把握する必要はないと考える。

- ② ご指摘の調査は、公民館耐震化のために26年度概算要求等に向けて現状を把握する目的に限って調べたものである。

(参考) 消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」(平成24年度末)による施設区分別耐震率

(単位:%)

社会福祉施設	文教施設 (校舎・体育館)	庁舎	県民会館・ 公民館等	体育館	診療施設	警察本部・ 警察署等	消防本部・ 消防署所	その他	計
78.2	87.6	68.9	71.2	72.2	79.3	77.7	82.0	75.5	82.6

ウ 図書館調査票

○ 資料の状況

〈指摘事項〉 審査メモ P39 関係

- ① 電子ジャーナルや電子カタログのほかに、検索のための各種データベース類についても、電子書籍として把握する対象になるのか。
- ② 電子書籍はコンテンツのタイトルごとに1冊とカウントするとのことであるが、例えば国勢調査の報告書等のように、実施年ごとに多数の巻や関連資料が含まれる部数の多いものは、どのようにカウントするのか。
- ③ 図書館の運営状況の評価に資する観点から、保有している電子書籍の量だけでなく、貸し出された冊数など利用量についても把握することはできないか。
- ④ 電子書籍については、今後の利用拡大が見込まれることから、社会教育調査でも把握することが望ましいが、電子書籍のカウントの方法や調査項目が保有量のみで良いかについては、この分野において先進的な取組が行われている米国の図書館における状況を参考にするなどにより、今後、検討すべきである。
- ⑤ 図書館については、例えば公益社団法人日本図書館協会が詳細な調査を実施している状況等もあるため、社会教育調査の調査項目については、社会教育に関する基本的事項を明らかにするとの調査目的に鑑み、社会教育調査以外で把握されているデータとの関係も考慮しつつ、盛り込むべき調査項目であるかを検討する必要がある。

(回答)

- ① 図書館関係団体に確認したところ、新聞データベース等の商用データベースについては、一般的には電子書籍には含まれないため、社会教育調査においても含まないこととする。

また、商用データベースは公共図書館においても普及しているとのことであるため、電子書籍とは別に、「データベース」という項目を追加したい。

なお、電子ジャーナルについては、海外の学術雑誌が中心であることから、大学図書館とは異なり公共図書館での普及は当面見込まれないとのことであることから、調査対象とはしない。

- ② 電子書籍については、タイトルごとに1冊とカウントするため、複数巻のセットで部数の多いものも1タイトル(冊)となる。なお、このことから、調査票の「冊」の表記については「タイトル」に改めたい。
- ③④ 電子書籍については、現在規格が統一されておらず、利用形態も複数あり、統一的な基準による利用量の把握が困難なことから、当面は保有量を把握することとし、利用状況については、今後、電子書籍の普及の動向や先進的な取り組みを行っている施設の状況なども参考とし検討していくこととしたい。
- ⑤ 文部科学省では、平成17年度に「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして」(平成18年3月 これからの図書館の在り方検討協力者会議)という提言を出しており、その中で、これからの図書館サービスに求められる新たな視点として、紙媒体と電子媒体の組み合わせによるハイブリッド図書館の整備の必要性がうたわれている。また、これまで電子書籍はタイトル数が少ないことが普及の妨げとなっていたが、現在、出版業界側から図書館への電子書籍の普及を進める動きがあるとのことであり、今後普及が進む可能性がある。このため、今回の社会教育調査の改正で盛り込むことは適切であると考えます。

なお、日本図書館協会に確認したところ、同協会が協力しているご指摘の調査では、公共図書館の全体は網羅できていない(約50%程度の回答率)とのことであり、同協会としても、電子書籍については社会教育調査での把握を希望するとのことであった。

オ 青少年教育施設調査票

○ 施設の種別

〈指摘事項〉 審査メモ P44 関係

- ・ 「少年自然の家」と「青年の家」の選択肢を「青少年の家」との選択肢に統合することのだが、地方公共団体が設置する青少年教育施設においては、いまだ「少年」を対象にした施設が数多く存在しており、また、これまでの統計との時系列の確保の観点からも、「少年自然の家」との選択肢は残すべきではないか。
- ・ 「少年自然の家」は、児童・生徒の自然体験の場として設置されてきた経緯があり、このような状況を引き続き把握するためにも、当面、選択肢として「少年自然の家」は残すべきである。

(回答)

青少年教育施設の種別については、ご指摘を踏まえ、今回調査では本調査項目の改正を行わず、都道府県等からも意見を聴取し、次回(平成30年度)調査に向けて、引き続き選択肢を検討することとしたい。

キ 文化会館調査票

(ア) 職員数

〈指摘事項〉 審査メモ P47 関係

- ・ 「その他の職員」の内数として「技術職員」を把握するとのことであるが、「指導系職員」の内数として「技術職員」を把握する必要はないのか。
- ・ 「施設の長」、「指導系職員」及び「その他の職員」のいずれに該当するかは、従事し

ている業務により判断すべきであり、仮に指導系職員が技術職員と同様の技術・資質を有していたとしても、当該職員は劇場、音楽堂等の事業において指導を行う業務に従事しているのであるから、その内数としての「技術職員」を把握する必要はないとの理解でよいか。その場合、これについて報告者に紛れが生じないよう、記入の手引等で説明すべきではないか。

(回答)

当該調査項目は、職員の職務の別を把握するものであり、指導系職員は、技術職員と同等の技術・資質を有していたとしても、劇場、音楽堂等の事業において指導を行う業務に従事しているのであるから、その内数としての「技術職員」を把握する必要はなく、そのことについては手引等で説明することとする。

以上